

計測器校正の勘どころ

校正証明書編(第2回)・校正証明書の書類形態

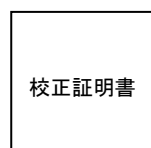
アンリツ計測器カスタムサービス株式会社
計測テクニカルセンター
山崎 俊雄

《はじめに》

今回は校正証明書の名称について考察しました。校正とは、標準との比較を行うという点において共通の認識がある一方、その結果を伝える書類の形態はさまざまです。これらの違いは校正証明書の使用目的に起因するものが多く見られています。果たしてどのような形態があるのか、今回はこの点を考えたいと思います。

1. 校正証明書の書類としての形態

計測器を校正して校正証明書を取り寄せる場合、その使用目的を考慮した必要書類の形態として、例えば以下のようなものを考えることができます。



注: 数値データは含まれない

図1 校正証明書(宣言文のみ)

①計測器が「校正されている」という事実のみの証明を必要とする場合(図1)

②計測器が校正されていること、およびそのときの測定結果を数値で必要とする場合(図2)

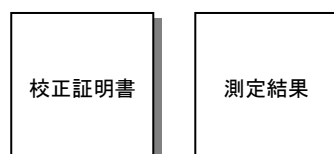


図2 校正証明書(表紙)+測定結果(数値データ)

③②に加えて「国家計量標準にトレーサブルである」ことを確認する書類を必要とする場合(図3)



図3 図2+トレーサビリティ体系図

2. 使用目的と必要書類の関係

①は計測器を購入した直後の状況が該当します。出荷検査で当該計測器は仕様適合していることが明らかであり、あえて測定結果を数値データで得る必要がないと見られる場合です。

②と③は通常の定期的な計測器の校正が該当します。図2のように、ア)校正証明書(表紙)とイ)測定結果(数値データ)が分かれている場合がありますが、本質的にはア)とイ)は両者を合わせて校正証明書と呼ぶべきものであります。実際に、当社の校正サービスの場合、ア)とイ)を一体化したものを校正証明書と称してお届けしております。

ア)とイ)が分かれる原因として、イ)は計測器の出荷検査時に利用される自動測定装置から出力される報告用紙をそのまま使用する場合があり、これにア)を付加して「校正結果」として報告するという形態が定着しています。イ)は校正成績書、校正報告書、試験成績書、試験報告書、などと呼ばれることもあります。

3. 書類としての適合性

図1~図3のような校正証明書の形態の差異については、利用される場面、適用される品質規格、その業界における計測器の管理水準の相場観に左右されるところがあり、一概に「これが適合である」と断言することはできません。しかし、ISO/IEC 17025(2005)などの国際規格において、校正証明書の形態を規定し、一般化を促す動きが見られています。

特に図3における「トレーサビリティ体系図」は、校正の連鎖を模式的に示した概念図に過ぎず、国家計量標準にトレーサブルであるという証拠にはならないとする見方が支配的になっています。品質監査等への備えとして、どの水準の書類をどこまで準備するのかを一層注視する必要が生じていると言えるでしょう。

チェック!

校正証明書は校正証明書(表紙)と測定結果(数値データ)が分かれている場合があります。本質的には両者を一体と見なすことが必要です。トレーサビリティ体系図は概念図としてのみ利用することができます。